

訪問介護および世田谷区総合事業 重要事項説明書 <令和8年6月1日改定>

令和8年6月法改正において介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について

〔訪問介護 料金表・基本料金・昼間〕 (訪問介護費・要介護1～5)

身体介護中心型	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	179	2,622円	263円	525円	787円
20分以上30分未満	268	3,933円	394円	787円	1,180円
30分以上1時間未満	426	6,247円	625円	1,250円	1,875円
1時間以上1時間30分未満	624	9,154円	916円	1,831円	2,747円
以降30分を増すごとに算定	90	1,322円	133円	265円	397円
生活援助加算※	72	1,060円	106円	212円	318円

※引き続き生活援助を行った場合の加算（20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度）

生活援助中心型	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	197	2,895円	290円	579円	869円
45分以上	242	3,545円	355円	709円	1,064円

〔世田谷区総合事業 料金表・基本料金・昼間〕（要支援1・2・事業対象者）

〔総合事業 訪問介護サービス〕〔訪問介護員による身体介護、生活援助〕

月額	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービスⅠ（週1回程度）	1,176	17,259円	1,726円	3,452円	5,178円
訪問型独自サービスⅡ（週2回程度）	2,349	34,462円	3,447円	6,893円	10,339円
訪問型独自サービスⅢ（週2回を超える程度）	3,727	54,685円	5,469円	10,937円	16,409円
日割り					
訪問型独自サービスⅠ（週1回程度）	39	570円	57円	114円	171円
訪問型独自サービスⅡ（週2回程度）	77	1,128円	113円	226円	339円
訪問型独自サービスⅢ（週2回を超える程度）	123	1,801円	181円	361円	541円

〔総合事業 生活援助サービス〕〔訪問介護員等による生活援助中心の60分以内のサービス〕

利用1回ごとの出来高払い	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
生活援助サービス	226	3,317円	332円	664円	996円

※週1回程度利用（月5回まで）、週2回程度利用（月10回まで）

- 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し
深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- 所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に
位置付けられた時間によるものとします。
- やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
（訪問介護のみ）

	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	2,929円	293円	586円	879円
緊急時訪問介護加算	100	1,470円	147円	294円	441円

〈加算について〉

- 特定事業所加算（Ⅱ）基本サービス単位数の10%加算（当事業所該当）（訪問介護のみ）
（当該加算の算定対象は、要介護1～5の基本サービス単位数）
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）所定単位数の28.7%加算（当事業所該当）
※算定要件に適合し、東京都へ届出済み。
※当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

- ・厚生労働大臣が定める当事業所の所在地は、1級地：特別区（1単位の単価は11.40円）です。

事業者は、令和8年6月法改正において介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について、利用者に対して本書面を交付し、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

＜事業者＞ 所在地 東京都世田谷区代沢5-7-3
事業者名 有限会社 ヘルパーサービス和知
代表者名 代表取締役 和 知 祥 子 印

説明者 印

私は、本書面により、令和8年6月法改正において介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について、重要事項の説明を受け内容に同意し、受領しました。

＜利用者＞ 住所.....

氏名..... 印

（代理人または立会人等） 住所.....

続柄..... 氏名..... 印